

自然公園施設における保育所その他の社会福祉施設の占有に係る東京都自然公園条例第 48 条の許可取扱要領

第 1 目的

この要領は、東京都自然公園条例（平成 14 年東京都条例第 95 条。以下「条例」という。）第 50 条第 1 項第 1 号に規定する保育所その他の社会福祉施設（以下「保育所等」という。）を設けて自然公園施設を占有しようとする者に対して行う条例第 48 条の許可に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 基本的考え方

1 保育所等の設置に係る占有許可の考え方

条例が都内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって都民の保健、休養及び福祉の向上に資することを目的としていることに鑑み、保育所等の設置に係る占有許可の基本的考え方を次のとおりとする。

- (1) 当該申請に係る占有が必要やむを得ないものであること。
- (2) 当該申請に係る占有の規模が必要最小限であり、自然公園施設の自然環境を損なわないものであるとともに、当該自然公園施設の利用に著しく支障を及ぼすものでないこと。
- (3) 保育所等の構造の設計並びに設備の設置及び工事の施工に当たっては、安全性に加えて、自然環境に十分に配慮した方法を選択し、又は措置を講じること。
- (4) 保育所等の運営事業計画書が定められており、その着実な実施が見込まれていること。

2 占有の期間並びに占有場所及び面積に係る規定

東京都自然公園条例施行規則（平成 14 年東京都規則第 127 号。以下「規則」という。）の記載内容の概要は次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 占有の期間（規則第 50 条第 1 号） 10 年（上限）(2) 占有に関する制限（場所・面積の要件）（規則第 54 条第 10 号）<ol style="list-style-type: none">ア 自然ふれあい公園の広場（普通地域内のものに限る。）又は自然公園施設として設けられる建築物（第 3 条第 4 号に規定するものに限る。）内に設けること。イ 保育所等を自然ふれあい公園の広場内に設ける場合にあつては、その敷地面積の合計は当該自然ふれあい公園の広場の敷地面積の 30%を超えないこと。※ 設置に当たっては、普通地域における行為に係る届出の対象となる（条例第 13 条）。ウ 保育所等を自然公園施設として設けられる建築物内に設ける場合にあつては、その床面積の合計は当該建築物の延べ面積の 50%を超えないこと。 |
|--|

3 占用許可の対象となる保育所等

条例第 48 条の占用の許可の対象となる保育所等は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 7 条第 2 項の保育所その他の社会福祉施設で都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）である（条例第 50 条）。

○都市公園法（抄）

第七条（略）

2 公園管理者は、前条第一項又は第三項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに限る。）に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

○都市公園法施行令（抄）

第十二条（略）

2（略）

3 法第七条第二項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援又は同条第六項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。）、同法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第七項に規定する一時預かり事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設及び同法第三十九条第一項に規定する保育所
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第一項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第三十一条に規定する身体障害者福祉センター
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センター
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第二十七項に規定する地域活動支援センター
- 五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- 六 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定めるもの、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定めるもの

4 保育所等の設置に係る占用の対象となる広場の範囲
別紙のとおり

第3 審査

- 1 保育所等の占用に係る申請の許可の適否の審査は、条例及び規則に規定する許可基準のほか、第2に規定する基本的考え方に基づき行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査に際し、その判断に必要な限度において、当該施設の設置を予定している市町村の長に、当該施設の設置に対する意見の照会を行うものとする。

第4 許可の条件

保育所等の設置に係る占用の許可に当たっては、条例第60条及び規則第53条第1項第1号の規定に基づき、自然公園施設の管理運営のために次のとおり条件を付すこととする。

- (1) 植物を植栽し、又は種子をまく場合は、生物多様性の保全に配慮するものとし、当該地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくこと（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。
- (2) 支障木の伐採は必要最小限にとどめるとともに、移植可能なものは移植すること。
- (3) 建築物又は工作物を新築、増築又は改築する場合は、自然環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずること。
- (4) その他、現地の自然環境の保全に必要な措置を講ずること。

第5 申請の手続等

1 事前相談

事前相談は、申請後の審査で不適合となりやすい項目等について、申請に先立ち、知事があらかじめ内容を確認し、及び指導することにより、保育所等の設置による自然公園施設の占用の許可に係る手続を円滑に進めることを目的とする。事前相談を受けようとする者は、保育所等の設置に係る関係法令による許認可、占用しようとする自然公園施設の利用者への説明等に要する期間を鑑み、保育所等の設置により自然公園施設を占用しようとする日の1年前までに申請に係る書類を知事に提出し、確認を受けるものとする。

2 申請の手続

保育所等を設けて自然公園施設を占用しようとする者は、規則別記第44号様式による自然公園施設占用許可申請書及び添付書類（次の表の左欄に掲げる申請書の項目の区分に応じ、当該右欄に定める添付書類をいう。）を知事に提出することにより申請を行うものとする。

| 申請書の項目 | 添付書類 |
|--------|--|
| 1 占用場所 | ア 地形図（行為の場所を明らかにするもの） イ 現況写真 |
| 2 占用目的 | ア 設置しようとする施設に関する事業計画書 イ 設置しようとする施設の必要性を記載した書類（任意様式） |

| | |
|---------------|--|
| 5 占用物件の規模及び構造 | ア 計画図（行為地内の土地利用計画図、建築物等の平面図、立面図、求積図（三斜法によるもの）等） イ 現況図（樹木、工作物の位置、周囲の状況等を記入すること。） ウ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした図面 |
| 7 その他の必要事項 | ア 隣接地権者（設置予定地の敷地境界から15m以内の土地の地権者）の同意書 イ 設置しようとする施設の設置に要する許認可の取得状況を示す書類 ウ 占用しようとする自然公園施設の利用者への説明実施状況を示す書類 |

3 許可又は不許可の決定

知事は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して1か月以内に当該占用の許可又は不許可の決定を行い、申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

自然公園施設占用許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

東京都自然公園条例第48条第1項の規定により、自然公園施設の占用の許可を下記のとおり申請します。

申請者住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

1 占用場所 _____ 内で添付図面に表示する場所

2 占用目的

3 占用期間 年 月 日から
年 月 日まで (日間)

4 占用物件等の種類及び数量

5 占用物件の規模及び構造
添付図面に表示するとおり

6 占用物件の設置工事の計画及び期間

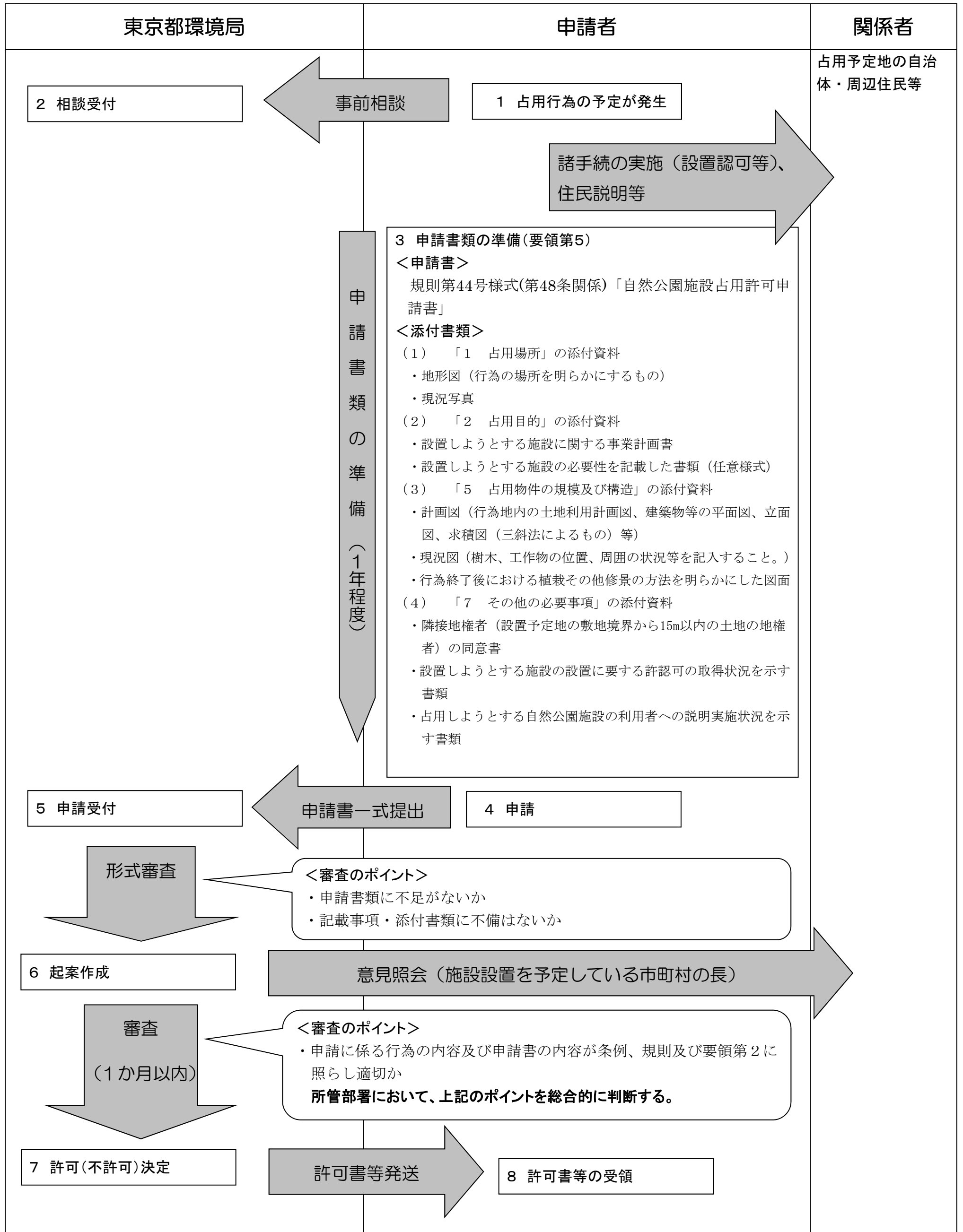
7 その他の必要事項

備考

- 1 「氏名」欄には、記名押印又は署名をすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

(日本工業規格A列4番)

○ 自然公園施設占有許可申請手続フロー図



小峰公園

所在地 あきる野市



普通地域内自然ふれあい公園（小峰公園）における対象区域

